

# 国立第三小学校PTA規約

## 第1章 名 称

この会は国立第三小学校PTAと称し、本部を同学校内におく。

## 第2章 目 的

この会は学校と家庭と地域社会とが互いに協力し、児童の健全な成長と発達をはかる。

## 第3章 方 針

この会は教育を本旨とする民主団体とし、特定の政党・宗派に片寄ることなく、営利的な行為は一切行わない。

## 第4章 活 動

この会は第2章の目的を達成するために、次の活動を行う。

- ① 学校教育への協力
- ② 児童のためのよい環境の整備
- ③ 会員相互の親睦の増進と教養の向上
- ④ その他必要な活動

## 第5章 会 員

1. 会員資格は本校に在籍する児童の保護者と本校に勤務する教職員にある。
2. 会員は世帯を単位とする。

## 第6章 会 計

1. この会の経費は会費およびその他の収入をもってあてる。
2. 会費の額は細則で定め、会費納入困難なものは運営委員会の承認を得て免除することができる。
3. 会計年度は4月1日から翌年の3月31日までとする。

## 第7章 委 員

各学級を母体として選出された委員は、役員および各種担当に分かれて活動する。

### 1. 役員

- ① 会 長 1名
- ② 副会長 3名以上（内教職員1名）
- ③ 書 記 4名以上
- ④ 会 計 3名

### 2. 役員の任務は次のとおりとする。

- ① 会長はこの会を代表し、総会および運営委員会を招集する。
- ② 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその代理を務める。
- ③ 書記はこの会の活動に関する連絡事項処理にあたる。
- ④ 会計はこの会の資金の保管および出納を為し、その記録を整備する。
- ⑤ 任務は1年とし、原則として総会時より起算する。欠員が生じた場合は補充し任期は残存期間とする。ただし、運営委員会において欠員のままで運営することを認めた場合は、補充しないものとする。

### 3. 各種専門委員会

- ① スクールゾーン委員会
- ② 地域安全委員会
- ③ 広報委員会
- ④ 給食委員会
- ⑤ イベント委員会
- ⑥ 芝生委員会
- ⑦ 選出委員会

## 第8章 その他の委員

### 特別委員

- ① 特別委員と担当教職員で特別委員会を構成し、正・副委員長を選出する。
- ② 会員の請求等により運営委員会が必要と認めた場合は、随時特別委員を募ることができる。ただし、特別委員の活動は、原則として当該年度内に限るものとする。

## 第9章 会計監査

この会の会計を随時監査し、総会に報告するため会員の中から選出された2名の会計監査役をおく。会計監査役は委員を兼ねることはできない。

## 第10章 総会

1. 総会は全会員で構成し、この会の最高議決機関である。総会は定期総会と、臨時総会とし、定期総会は年度初めに、また臨時総会は必要に応じて開催する。
2. 総会は次の事項を審議決定する。
  - ① 1年間の活動報告
  - ② 決算および監査報告
  - ③ 規約改定案提出
  - ④ 役員・委員の承認
  - ⑤ 予算案
  - ⑥ 活動計画案
  - ⑦ その他
3. 総会の定足数は会員の5分の1以上とする。ただし、委任状による出席を認める。
4. 総会は会長が招集する。ただし運営委員会が必要と認めたとき、または会員の3分の1以上の要求があったときは、会長は総会を招集しなければならない。
5. 議長団は若干名を会員の中から選出し、任期は総会の会期中とする。
6. 総会の日時、場所、議題は7日前までに会員に通知しなければならない。

## 第11章 運営委員会

1. 運営委員会は、次のもので構成する。
  - ① 役員
  - ② 各種専門委員会委員
2. 運営委員会の任務は次のとおりとする。
  - ① 総会に提出する議案の審議作成
  - ② この会の活動全般の把握検討
  - ③ その他、この会の運営上必要な事項の審議処理
3. 運営委員会は会長が招集する。ただし運営委員会の3分の1以上の要求があったときは、会長は運営委員会を招集しなければならない。

## 第12章 議事手続き

1. 会議はすべて議長が司会をする。議長は構成員の中から互選する。
2. 総会を除くすべての会議の定足数は、構成員の2分の1以上とする。書面開催においては、書面回答の提出をもって出席とみなす。
3. 議事は規約改正の場合を除き、出席者の2分の1以上の賛成によって決する。ただし、運営委員会は多数決とする。可否同数の場合は議長が決める。また、委任状の議決権は認めないものとする。

4. この規約は、総会において、委任状を除く出席者の3分の2以上の賛成によって改正することができる。ただし改正案は総会の7日前までに全会員に知らせておかなければならない。
5. 校長はすべての会議に出席をして意見を述べることができる。

### 第13章 附 則

1. この規約の施行細則は運営委員会で決めることができる。ただし、総会の承認を得なければならない。
2. この規約は昭和59年5月7日から施行する。
3. この規約は平成6年5月21日から施行する。
4. この規約は平成17年3月22日一部改正。
5. この規約は平成18年5月20日一部改正。
6. この規約は平成21年4月18日一部改正。
7. この規約は平成26年5月10日一部改正。
8. この規約は令和3年5月25日一部改正。
9. この規約は令和4年5月9日一部改正。
10. この規約は令和5年5月26日一部改正。

## 【細則】

### 《会計規定》

1. 教職員、保護者および児童で次の事項に該当する場合は慶弔の意を表す。慶弔の意を表す額は、以下のように定める。なお、以下に定めのない場合および特別な理由がある場合には、運営委員会で詳細を審議し決定する。

① 教職員	ア 結婚	祝電のみ
	イ 死亡	5,000 円
② 父母	ア 死亡	5,000 円
③ 児童	ア 2週間以上の入院	3,000 円
	イ 死亡	5,000 円
2. 会費は、年額1,200円を一括納入する。ただし、転入した会員は、以下の金額を納入する。なお、転出する会員は、会計担当役員へ返金希望の旨を申し出れば、在籍期間に相当する会費を差し引いた額の返金を受けることができる。
  - ① 1学期転入 1,200 円
  - ② 2学期転入 800 円
  - ③ 3学期転入 400 円
3. 毎会計年度の予算案は、新年度の活動方針および活動計画に基づいて前年度末までに策定し、前年度運営委員会に報告する。その後、新年度に適切な修正を加えて総会に提案する。
4. 会計年度末以降、新年度総会の議決までに、執行する必要がある予算が発生した場合には、新旧役員協議のうえで支出し、新年度運営委員会への報告を必要とする。

### 《選出規定》

1. 会計監査役は原則として前年度会計担当者から選出する。ただし、前年度会計担当者から選出できない場合は役員の協議により選出する。
2. 会員は役員の候補者を推薦することも、また自ら立候補することもできる。ただし、選出委員は、選出における公平性を保つため、次年度役員の立候補者、推薦者および被推薦者になることはできない。
3. 役員の選出において、立候補者および被推薦者は、選出が行われる時点で会員であり、かつ新年度も会員であるものを対象者とする。また、推薦者は、選出が行われる時点で会員であるものを対象者とする。
4. 役員の選出において、立候補と推薦は立候補を優先する。また、被推薦者は推薦を辞退することができる。
5. 役員への候補者が定数を満たさない場合は、新年度委員の中から候補者を選出する。また、候補者が多数の場合には選出委員立会いの下に話し合い等を行う。候補者が定数となった場合は総会にて承認を得る。
6. 役員の選出については、選出委員会がこれを行う。選出委員は他の委員を兼ねることはできない。

#### 《文書およびデータの管理規定》

1. 会員の個人情報については、目的を明らかにして収集し、目的以外には使用しない。
2. 集めた個人情報については、むやみに印刷しない・データは個人パソコンには保存しない等、第三者への漏洩を防ぐ措置を講じる。
3. 個人情報の保管期限は、その年度の活動が終了するまでとし、保管期限を過ぎたら、紙はシュレッダーにかけデータは削除する。
4. 個人情報以外の文書およびデータについては、会計資料は5年程度、その他の引継ぎ資料は3年程度を保管期限の目安とし、適切に処分する。総会関係および運営委員会関係の資料は、永年保存とする。